

令和 7 年度

予 算 書

一 般 会 計
特 別 会 計
国 民 健 康 保 険
後 期 高 齢 者 医 療
介 護 保 険
生 活 排 水 処 理 事 業
水 道 事 業 会 計
公 共 下 水 道 事 業 会 計

鹿 児 島 県 曾 於 市

○ 一般会計

予 算	4
第 1 表 歳入歳出予算	5
第 2 表 継続費	10
第 3 表 債務負担行為	11
第 4 表 地方債	12

○ 国民健康保険特別会計

予 算	16
第 1 表 歳入歳出予算	17

○ 後期高齢者医療特別会計

予 算	20
第 1 表 歳入歳出予算	21

○ 介護保険特別会計

予 算	24
第 1 表 歳入歳出予算	25

○ 生活排水処理事業特別会計

予 算	28
第 1 表 歳入歳出予算	29

○ 水道事業会計

予 算	32
-----------	----

○ 公共下水道事業会計

予 算	37
-----------	----

一 般 会 計

令和7年度曾於市一般会計予算

令和7年度曾於市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 27,040,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（継続費）

第2条 地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

（債務負担行為）

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

（地方債）

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

（一時借入金）

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和7年2月21日 提出

曾於市長 五位塚 剛

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市税		3,304,746
	1 市民税	1,143,802
	2 固定資産税	1,795,991
	3 軽自動車税	185,511
	4 市たばこ税	179,442
2 地方譲与税		315,252
	1 地方揮発油譲与税	54,700
	2 自動車重量譲与税	171,800
	4 森林環境譲与税	88,752
3 利子割交付金		700
	1 利子割交付金	700
4 配当割交付金		8,000
	1 配当割交付金	8,000
5 株式等譲渡所得割交付金		10,400
	1 株式等譲渡所得割交付金	10,400
6 法人事業税交付金		51,600
	1 法人事業税交付金	51,600
7 地方消費税交付金		776,700
	1 地方消費税交付金	776,700
8 環境性能割交付金		19,000
	1 環境性能割交付金	19,000
9 国有提供施設等所在市町村助成交付金		2,700
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	2,700
10 地方特例交付金		20,000
	1 減収補てん特例交付金	20,000
11 地方交付税		8,133,884

(単位：千円)

款	項	金 額
	1 地方交付税	8,133,884
12 交通安全対策特別交付金		3,300
	1 交通安全対策特別交付金	3,300
13 分担金及び負担金		103,169
	1 分担金	6,625
	2 負担金	96,544
14 使用料及び手数料		256,141
	1 使用料	215,352
	2 手数料	40,789
15 国庫支出金		3,281,861
	1 国庫負担金	2,715,398
	2 国庫補助金	557,429
	3 委託金	9,034
16 県支出金		1,993,583
	1 県負担金	1,124,632
	2 県補助金	743,325
	3 委託金	125,626
17 財産収入		244,273
	1 財産運用収入	22,603
	2 財産売払収入	221,670
18 寄附金		1,510,503
	1 寄附金	1,510,503
19 繰入金		4,119,956
	1 基金繰入金	4,119,954
	2 他会計繰入金	2
20 繰越金		50,000

(単位：千円)

款	項	金 額
	1 繰越金	50,000
21 諸収入		275,132
	1 延滞金加算金及び過料	2,903
	2 預金利子	172
	3 受託事業収入	22,020
	4 雑入	250,037
22 市債		2,559,100
	1 市債	2,559,100
歳 入	合 計	27,040,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議会費		177,085
	1 議会費	177,085
2 総務費		3,176,644
	1 総務管理費	2,540,455
	2 徴税費	285,084
	3 戸籍住民基本台帳費	178,325
	4 選挙費	123,321
	5 統計調査費	27,477
	6 監査委員費	21,982
3 民生費		8,409,642
	1 社会福祉費	4,655,286
	2 児童福祉費	3,161,636
	3 生活保護費	591,539
	4 災害救助費	1,181
4 衛生費		1,369,539
	1 保健衛生費	720,609
	2 清掃費	648,930
6 農林水産業費		2,121,126
	1 農業費	1,840,115
	2 林業費	281,011
7 商工費		2,800,640
	1 商工費	2,800,640
8 土木費		1,814,695
	1 土木管理費	146,627
	2 道路橋梁費	933,130
	3 河川費	19,500

(単位：千円)

款	項	金 額
	4 都市計画費	109,382
	5 下水道費	135,745
	6 住宅費	470,311
9 消防費		932,767
	1 消防費	932,767
10 教育費		3,270,759
	1 教育総務費	693,728
	2 小学校費	1,066,165
	3 中学校費	172,946
	5 社会教育費	1,155,700
	6 保健体育費	182,220
11 災害復旧費		26,140
	1 農林水産施設災害復旧費	15,359
	2 公共土木施設災害復旧費	10,781
12 公債費		2,910,963
	1 公債費	2,910,963
13 予備費		30,000
	1 予備費	30,000
歳 出 合 計		27,040,000

第2表 継続費

(単位:千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
10 教育費	2 小学校費	末吉小学校改築事業	4,132,928	令和7年度	771,939
				令和8年度	1,700,466
				令和9年度	1,488,306
				令和10年度	172,217

第3表 債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
曾於高校総合支援対策事業	令和8年度から 令和10年度まで	11,088

第4表 地方債

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
定住促進対策事業	13,700	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金等について、利率の見直しを行った後において、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
庁舎増改築事業	200,500	〃	〃	〃
過疎地域持続的発展特別事業基金積立事業	100,000	〃	〃	〃
電気自動車導入事業	6,900	〃	〃	〃
高齢者福祉事業	15,700	〃	〃	〃
少子化対策事業	19,700	〃	〃	〃
医療センター負担金	5,400	〃	〃	〃
県営畑地帯総合整備事業負担金	60,000	〃	〃	〃
県営農村振興総合整備事業負担金	10,000	〃	〃	〃
農業後継者等育成対策事業	2,500	〃	〃	〃
県営農地整備事業（畑地帯担い手支援型）負担金	10,000	〃	〃	〃
県営農山漁村地域整備交付金農地整備事業負担金	11,000	〃	〃	〃
県営中山間地域農業農村総合整備事業負担金	5,500	〃	〃	〃

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
県営農地中間管理機構関連農地整備事業負担金	15,000	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金等について、利率の見直しを行った後において、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
かごしまの農業未来創造支援事業	2,800	〃	〃	〃
水利施設等保全高度化事業	15,400	〃	〃	〃
農業水路等長寿命化・防災減災事業	6,200	〃	〃	〃
治山事業	86,800	〃	〃	〃
道路改良整備事業	346,900	〃	〃	〃
排水路整備事業	89,200	〃	〃	〃
地域振興住宅建設事業	83,700	〃	〃	〃
住環境整備事業	11,100	〃	〃	〃
急傾斜地崩壊防止対策事業	13,000	〃	〃	〃
河川改修事業	3,000	〃	〃	〃
向江公園整備事業	23,400	〃	〃	〃
消防防災施設整備事業	33,800	〃	〃	〃

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
消防車両導入事業	67,200	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金等について、利率の見直しを行った後において、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
消防詰所建設事業	74,400	〃	〃	〃
災害対策事業	6,000	〃	〃	〃
全国瞬時警報システム整備事業	5,900	〃	〃	〃
小学校施設整備事業	516,700	〃	〃	〃
大隅総合運動公園施設整備事業	13,200	〃	〃	〃
公民館施設整備事業	684,500	〃	〃	〃

国民健康保険特別会計

令和 7 年度曾於市国民健康保険特別会計予算

令和 7 年度曾於市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5, 4 4 3, 5 5 1 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第 2 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5 0 0, 0 0 0 千円と定める。

（歳出予算の流用）

第 3 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和 7 年 2 月 2 1 日 提出

曾於市長 五位 塚 剛

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国民健康保険税		610,277
	1 国民健康保険税	610,277
2 使用料及び手数料		110
	1 手数料	110
4 県支出金		4,166,584
	1 県補助金	4,166,584
5 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
6 繰入金		614,562
	1 一般会計繰入金	614,562
7 繰越金		50,000
	1 繰越金	50,000
8 諸収入		2,017
	1 延滞金・加算金及び過料	12
	2 預金利子	1
	3 雑入	2,004
歳 入	合 計	5,443,551

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		78,057
	1 総務管理費	74,168
	2 徴収費	3,573
	3 運営協議会費	316
2 保険給付費		4,099,910
	1 療養諸費	3,488,306
	2 高額療養費	600,600
	3 移送費	200
	4 出産育児諸費	9,004
	5 葬祭諸費	1,800
3 国民健康保険事業費納付金		1,177,356
	1 医療費給付費分	838,235
	2 後期高齢者支援金等分	261,063
	3 介護納付金分	78,058
4 共同事業拠出金		3
	1 共同事業拠出金	3
6 保健事業費		71,591
	1 保健事業費	31,230
	2 特定健康診査等事業費	40,361
8 公債費		617
	1 公債費	617
9 諸支出金		3,262
	1 償還金及び還付加算金	3,262
10 予備費		12,755
	1 予備費	12,755
歳 出	合 計	5,443,551

後期高齢者医療特別会計

令和 7 年度曾於市後期高齢者医療特別会計予算

令和 7 年度曾於市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7 0 9 , 7 5 7 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 2 1 日 提出

曾於市長 五 位 塚 剛

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入 (単位：千円)

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		419,845
	1 後期高齢者医療保険料	419,845
2 使用料及び手数料		11
	1 手数料	11
4 繰入金		286,299
	1 一般会計繰入金	286,299
5 繰越金		500
	1 繰越金	500
6 諸収入		3,102
	1 延滞金及び加算金	50
	2 償還金及び還付加算金	3,050
	3 預金利子	1
	4 雑入	1
歳 入	合 計	709,757

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		26,870
	1 総務管理費	26,031
	2 徴収費	839
2 後期高齢者医療広域連合納付金		679,836
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	679,836
3 諸支出金		3,051
	1 償還金及び還付加算金	3,050
	2 繰出金	1
歳 出	合 計	709,757

介 護 保 険 特 別 会 計

令和 7 年度曾於市介護保険特別会計予算

令和 7 年度曾於市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5, 5 6 1, 3 8 7 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第 2 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5 0 0, 0 0 0 千円と定める。

（歳出予算の流用）

第 3 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和 7 年 2 月 2 1 日 提出

曾於市長 五位塚 剛

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 保険料		835,096
	1 介護保険料	835,096
2 使用料及び手数料		20
	1 手数料	20
3 国庫支出金		1,526,514
	1 国庫負担金	936,163
	2 国庫補助金	590,351
4 支払基金交付金		1,429,430
	1 支払基金交付金	1,429,430
5 県支出金		778,436
	1 県負担金	741,161
	2 県補助金	37,275
6 繰入金		960,368
	1 一般会計繰入金	900,368
	2 基金繰入金	60,000
7 繰越金		30,000
	1 繰越金	30,000
8 諸収入		6
	1 延滞金加算金及び過料	2
	3 雑入	4
9 分担金及び負担金		1,128
	1 負担金	1,128
10 財産収入		389
	1 財産運用収入	389
歳 入 合 計		5,561,387

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		145,468
	1 総務管理費	85,470
	2 徴収費	68
	3 介護認定審査会費	59,930
2 保険給付費		5,161,000
	1 介護サービス等諸費	4,634,600
	2 介護予防サービス等諸費	127,080
	3 その他諸費	4,420
	4 高額介護サービス等費	135,900
	5 高額医療合算介護サービス等費	18,300
	6 特定入所者介護サービス等費	240,700
3 地域支援事業費		240,844
	2 包括的支援事業・任意事業費	107,280
	3 一般介護予防事業費	17,662
	4 介護予防・生活支援サービス事業費	114,461
	5 その他の諸費	1,441
4 基金積立金		390
	1 基金積立金	390
5 公債費		411
	1 公債費	411
6 諸支出金		5,052
	1 償還金及び還付加算金	5,051
	2 繰出金	1
7 予備費		8,222
	1 予備費	8,222
歳 出	合 計	5,561,387

生活排水処理事業特別会計

令和 7 年度曾於市生活排水処理事業特別会計予算

令和 7 年度曾於市の生活排水処理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6 5 , 0 1 8 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第 2 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4 0 , 0 0 0 千円と定める。

令和 7 年 2 月 2 1 日 提出

曾於市長 五 位 塚 剛

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
2 使用料及び手数料		30,689
	1 使用料	30,688
	2 手数料	1
5 財産収入		19
	1 財産運用収入	19
6 繰入金		34,307
	1 他会計繰入金	34,307
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		2
	1 預金利子	1
	3 延滞金加算金及び過料	1
歳 入 合 計		65,018

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		48,598
	1 総務管理費	12,198
	2 施設管理費	36,400
3 公債費		15,920
	1 公債費	15,920
4 予備費		500
	1 予備費	500
歳 出 合 計		65,018

水道事業会計

令和7年度曾於市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度曾於市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水戸数 15,048戸
- (2) 年間総給水量 3,218,014 m³
- (3) 1日平均給水量 8,816 m³

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益	574,242	千円
第1項 営業収益	494,093	千円
第2項 営業外収益	80,139	千円
第3項 特別利益	10	千円
	支	出
第1款 水道事業費用	570,898	千円
第1項 営業費用	539,078	千円
第2項 営業外費用	29,820	千円
第3項 特別損失	1,000	千円
第4項 予備費	1,000	千円

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額241,816千円は、過年度分損益勘定留保資金210,016千円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額31,800千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入	232,000	千円
第1項 企業債	160,000	千円
第2項 補助金	72,000	千円

	支	出
第1款 資本的支出	473,816	千円
第1項 建設改良費	349,797	千円
第2項 企業債償還金	124,019	千円

（継続費）

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年割額	
				令和 年度	令和 年度
—	—	—	千円	千円	千円

（債務負担行為）

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額
—	—	千円

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水道事業債	160,000千円	証書借入又は証券発行	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金等については、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えをすることができる。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、0円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 77,256千円

(他会計からの補助金)

第11条 営業補助のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、70,891千円である。

（利益剰余金の処分）

第12条 繰越（又は当年度）利益剰余金のうち15,344千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 第4条資本的支出額に対して不足する額の補てんとして15,344千円と定める。

（たな卸資産購入限度額）

第13条 たな卸資産の購入限度額は、4,677千円と定める。

令和 7 年 2 月 2 1 日 提出

曾於市長 五位 塚 剛

公 共 下 水 道 事 業 会 計

令和 7 年度 曾於市公共下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度曾於市公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	接 続 戸 数	1, 8 6 2 戸
(2)	年 間 総 排 水 量	3 7 0, 8 5 4 m ³
(3)	一 日 平 均 排 水 量	1, 1 4 1 m ³

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	下 水 道 事 業 収 益	2 4 2, 1 1 1 千円
第1項	営 業 収 益	4 7, 7 1 5 千円
第2項	営 業 外 収 益	1 9 4, 3 9 4 千円
第3項	特 別 利 益	2 千円
支 出		
第1款	下 水 道 事 業 費 用	1 9 4, 1 7 5 千円
第1項	営 業 費 用	1 7 3, 5 4 7 千円
第2項	営 業 外 費 用	2 0, 1 2 6 千円
第3項	特 別 損 失	5 0 1 千円
第4項	予 備 費	1 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額99, 203千円は、過年度分損益勘定留保資金89, 885千円、並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額9, 318千円で補填するものとする）。

収 入		
第1款	資 本 的 収 入	1 2 5, 0 0 0 千円
第1項	企 業 債	7 2, 6 0 0 千円
第2項	負 担 金 等	2, 4 0 0 千円
第3項	補 助 金	5 0, 0 0 0 千円
第1款	資 本 的 支 出	2 2 4, 2 0 3 千円
第1項	建 設 改 良 費	1 0 2, 5 0 0 千円
第2項	企 業 債 償 還 金	1 2 1, 7 0 3 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年割額	
				令和 年度	令和 年度
—	—	—	千円	千円	千円

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
—	—	千円

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	72,600千円	証書借入 又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる 政府資金及び地方公共団体金融機関資金 について、利率の見直しを行った後にお いては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行そ 他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限 を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えする ことができる。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、208,345千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1)営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1)職員給与費 16,762千円

(他会計からの補助金)

第11条 公共下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、135,745千円である。

(利益剰余金の処分)

第12条 繰越(又は当年度)利益剰余金のうち47,936千円は、次のとおり処分するものとする。

(1)第4条資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額の補填として、47,936千円と定める。

(たな卸資産購入限度額)

第13条 たな卸資産の購入限度額は、0千円と定める。

令和7年2月21日 提出

曾於市長 五位塚 剛